

無実の人を早期に救済する 真の再審法改正を求めるアピール

「ノーモアえん罪！市民の力で、今こそ変えよう再審法」をテーマに掲げた「再審法改正をめざす市民の会」結成7周年集会は、東京都内の会場に180名、オンラインで65名が参加した。

集会では、無実の人を早期に救済する真の再審法改正を求めて、再審法を研究する刑事法学者やこの問題取材しているジャーナリストを交えたパネルディスカッション、「袴田事件」の袴田ひで子さん、日野町事件の阪原弘次さんら、えん罪当事者の訴え、各界の代表者の発言を聞き、あらためて無実の人を早期に救済する真の再審法改正が喫緊の社会的課題であることを実感し、共有した。

5月15日、高市内閣は、「再審制度見直しにかかる刑事訴訟法改正案」を閣議決定し、国会に提出した（以下、「政府案」という）。これは法制審議会が法務大臣の諮問に対して2月12日に提出した答申にもとづいている。

一方、野党3党（中道、みらい、共産）は、超党派の「えん罪被害者のための再審法を早期に実現する議員連盟」（以下、再審法議連）がまとめた改正法案を国会に再提出した（以下、「議連案」という）。

議連案は、再審請求人による証拠開示制度を創設するとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを一律に禁止するもので、昨年6月、当時の野党6党（立憲民主・国民民主・れいわ新選組・共産・参政・社民）が共同で国会提出し、その後衆院解散によりいったん廃案となったものと同内容である。

政府案は、与党・自民党内の審査において、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てが従来どおり認められることへの批判が相次ぎ、3度の修正を経てようやく了承される異例の展開をたどった。その結果、検察の抗告禁止が、刑事訴訟法の本則に盛り込まれた。

この背景には、「袴田事件」など相次ぐえん罪事件の無罪判決を前にしても、何ら反省せず、権限温存を図る法務・検察への国民の強い批判があった。

しかし、「十分な根拠がある場合は抗告できる」という例外規定が新たな"抜け道"となる危険が、早々に指摘されている。

政府案ではさらに、証拠開示について、開示する範囲が「再審請求の理由と関連する証拠」に限定されるうえ、必要性・相当性の要件も課されており、現状より後退する恐れがある。さらに、「開示証拠の目的外使用禁止」規定により、支援者やメディア、弁護人な

どが事件の真実を追究するために広く証拠を活用することが処罰の対象となる可能性がある。たとえば「袴田事件」で開示されたカラー写真、ネガフィルムが支援運動、ひいては再審無罪の原動力となったような活動が、今後は不可能になると懸念される。

一方、議連案では、再審請求人・弁護人への幅広い証拠開示を認め、警察が検察に記録・証拠を送致する際に付ける送致書類目録も対象となる。

検察官による不服申し立ては無条件に禁止であり、審判手続き（スクリーニング＝選別）の新設や目的外使用禁止規定もない。

同じ「再審法の改正」を掲げ、これほど異なる2法案を俎上にのせ、いよいよ国会審議が始まる。

- 再審開始決定にたいする検察官の不服申し立ての禁止
- 再審のための証拠の全面開示
- 再審請求審のルールを定めて、裁判所による再審格差を是正する

私たちは、これらを掲げて結成以来7年をたたかってきた。その間には、湖東記念病院事件、「袴田事件」、福井女子中学生事件、日野町事件など、えん罪当事者と弁護団、支援者の労苦が勝利をつかみとった誇らしいたたかいもある。同時にいまだ無実を訴えながら再審請求の端緒さえつかみあぐねている人たちも少なくない。

私たちは、今後の国会での論戦から片時も目をそらさず、無実の人を真に救済する法改正の実現のために、広く市民社会に訴えかけ、最後まで力を尽くすことをあらためて決意する。

**2026年5月20日 ノーモア冤罪！市民の力で、今こそ変えよう再審法
『再審法改正をめざす市民の会』結成7周年記念集会参加者一同**